

議会力を高める府議会・委員会のあり方に関する検討結果 (2次答申)の骨子 - 議会改革検討小委員会 - (令和3年3月)

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

令和元年7月3日、議長から議会運営委員会に対し、議会改革の課題として、「議員力」や「議会力」を高める取組を検討するよう諮問が行われた。

(2) 議会改革検討小委員会における検討

各年度において設置された議会改革検討小委員会で検討を行い、それぞれ、次のとおり、議長答申となる提言をとりまとめるものである。なお、今回は、2回目の答申(2次答申)である。

検討年度	主な検討項目	主な提言内容	答申時期
R元	予算・決算特別委員会の審議を踏まえた「意見・提言」のあり方 等	本会議での「意見・提言」の要旨の委員長報告の実施を提言 等(→R2から実施)	R2.3 (1次答申)
R2	「政策提言型特別委員会」 【注】の検証 等	<u>裏面以下のとおり</u>	R3.3 (2次答申)

【注】「政策提言型特別委員会」は、委員会の政策提言機能の強化を図るため、委員間討議を活用して、政策提言を行う「特定テーマ」を設定し、提言のとりまとめに向け、年間を通じた委員会運営を図る特別委員会の試行的取組(令和元年度から試行。裏面の実績を参照)

◆ 令和2年度議会改革検討小委員会の概要

- 1) 委員長 荒巻 隆三(自民)
同委員(自民) 藤山裕紀子、園崎 弘道、中村 正孝、青木 義照、荻原 豊久
(共産) 光永 敦彦、西脇 郁子
(府民) 平井 斉己、堤 淳太
(公明) 諸岡 美津、村井 弘
- 2) 開催状況 12回(令和2年5月27日～令和3年3月3日)

2 検討結果（詳細は、答申本体に記載のとおり）

(1) 特別委員会の運営のあり方（提言） ※予算・決算特別委員会を除く。

○ 令和元年度からの「政策提言型」の試行では、特別委員会が、調査研究の結果を「政策提言」につなげる役割をしっかりと果たせること、及びその取りまとめに対する「委員間討議」の有効性を確認することができた。

◎ 今後は、試行の成果を生かしつつ、試行で指摘された課題にも対応し、柔軟な委員会運営の中で必要な「政策提言」が行えるよう【別紙】のとおり提言する。

(2) その他の検討結果

○ 特別委員会の運営については、(1)のとおり見直しを図ることとするが、府議会がこれまで積み上げてきた特別委員会のスキームそのもの（設置数、定数等）は、現状どおりとする。

○ その上で、その時々政策課題や新型コロナウイルス感染症対策のような緊急事態に府議会として対応する必要がある場合に、特別委員会で対応するという手法も含め、今後、府議会としてどう受け止めていくのかという検討については、また行う必要があるのではないかと意見があった。

このほか、各委員から述べられた意見も含め、答申において記載・整理することで、今後の議論に資することとする。

【参考】特別委員会による「政策提言」の実績（「政策提言」は委員会の決定に基づくものをいい、予算・決算特別委員会の審議を踏まえた「意見・提言」を除く。）

<H31まで> （実績なし）

<R1（試行）> 令和2年5月臨時会で、次の2件の「提言」を実施

- ・ 子育て環境の充実に関する特別委員会「出生から青少年期にかけての子育て環境の充実について」
- ・ 産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会「多様な人材や担い手の確保及び育成について」

<R2（試行）> 4つの特別委員会で「提言」を行う「特定テーマ」を設定し、令和3年5月臨時会での具体的提言の実施に向けて討議中。

- ・ 持続可能な地域社会に関する特別委員会「地域コミュニティの維持及び再生について」
- ・ 子育て環境の充実に関する特別委員会「子どもの居場所づくりと子育て家庭への支援について」
- ・ 産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会「コロナ禍における人材確保・育成について」
- ・ 文化・スポーツ振興対策特別委員会「文化・スポーツの役割について」

試行検証結果を踏まえた今後の特別委員会の運営について（提言）

	R 3年度からの取扱い (特別委員会共通)	「政策提言型」(R 1・2)	
①政策提言に係る 基本的な考え方	特別委員会は、府政等の課題等に関し、府民の意見を府政に的確に反映させるため、必要に応じた「政策提言」を行うよう努める。		
標準的 運 営	<u>付議事件の調査研究を通じ、「政策提言」の必要性を柔軟に判断</u>	<u>「政策提言」を目指した運営を行うかどうかを当初に判断</u>	
② 提言の 取りま とめル ール	提言内容	全会一致を原則(適宜正副に一任)	
	提言の取 扱い	<p>理事調整会議での協議を踏まえ、議会運営委員会で決定(各派一致)</p> <p>理事調整会議での協議を踏まえ、議会運営委員会で決定(各派一致)</p> <p>【協議結果(R1実績)】</p> <p>(1) 議運委員長から議長に対し特別委員会において提言が取りまとめられた旨を報告の上、各委員長から議長に提言書を提出</p> <p>(2) 執行部への提出先は、各委員会の筆頭理事者である部長級職員とし、議長と委員長の連名で提出する。</p> <p>(3) 措置要求状況報告は求めない。</p>	
③ 取りま とめ の 手 法	委員間討議	<u>全特別委員会で実施(毎回討議)</u>	<u>「政策提言型」のみ実施</u>
	討議 内容	<ul style="list-style-type: none"> 委員会運営方針(初回) <u>付議事件に係る調査事項</u> 提言に係る「特定テーマ」 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会運営方針(初回) 提言に係る「特定テーマ」
	管内外調査	「提言」以外の調査も可能	同左
	閉会中活動	必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に開催可能	同左
	試行・工夫 の例(提言 事項)	<ul style="list-style-type: none"> 意見が合わないものを除外し、合うもののみを一致させる最大公約数的な手法(まとめが小さくなる)ではなく、意見の共通項を探る最小公倍数的な手法(大きくまとめる)を発展させてはどうか。 条例の制定を提言する場合には、その必要性に係る立法事実の精査が必要ではないか。 	